

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	臨時報告書
<b>【提出先】</b>	東海財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年 6 月 4 日
<b>【会社名】</b>	株式会社御園座
<b>【英訳名】</b>	Misonoza Theatrical Corporation
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 長谷川 栄胤
<b>【本店の所在の場所】</b>	名古屋市中区栄一丁目6番14号
<b>【電話番号】</b>	052-222-8201（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	名古屋市中区栄一丁目6番14号
<b>【電話番号】</b>	052-222-8201（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 1【提出理由】

当社は、平成25年5月28日開催の取締役会において、当社完全子会社であるミソノピアを承継会社とし、当社を分割会社として、老人ホーム事業に係る一切の資産、負債及び権利義務を対象とする吸収分割を行うことを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：ミソノピア株式会社

本店の所在地：愛知県名古屋市中区栄一丁目6番14号

代表者の氏名：代表取締役社長 長谷川 栄胤

資本金の額：10百万円

純資産の額：83百万円

総資産の額：244百万円

事業の内容：有料老人ホーム管理運営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
(百万円)

決算期	ミソノピア(株)		
	25年2月期	24年2月期	23年2月期
売上高	307	328	312
営業利益	-7	2	6
経常利益	-6	2	6
当期純利益	11	3	5

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	御園座株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は当該会社の株式を100%保有しています。
人的関係	当社の代表者が当該会社の代表者であるほか、取締役1名が兼務しております。
取引関係	当社は当該会社に老人ホームの運営管理を委託しております。

### (2) 当該吸収分割の目的

当社が行っている老人ホーム事業を包括的に譲渡するため、吸収分割の方法により、当社の老人ホーム事業をミソノピア株式会社に承継することにいたしました。

当社は、老人ホーム事業の吸収分割後のミソノピア株式会社の発行済株式のすべてをのぞみ株式会社に株式譲渡する予定です。

当社は、事業運営の基本方針を見直し、新御園座へと生まれ変わるために平成25年3月18日公表の事業再生計画に基づき、経営の合理化を進めて参りました。

一方、のぞみ株式会社は、介護・医療の分野で豊富な経験と実績を有しており、医療や介護に関するサービス事業や介護施設に対する給食事業を行っております。

当社といたしましては、これまで当社とミソノピア株式会社が取り組んできた老人ホーム事業を継続し、より拡大・発展させるためには、事業上のシナジーが十分に発揮でき、ノウハウを十分に活用できるのぞみ株式会社への譲渡が入居者様へのサービス等を鑑みても最善であると判断し、このたび本吸収分割及び株式譲渡を行うことといたしました。

### (3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当の内容及びその他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割会社、ミソノピア株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

吸収分割の日程

取締役会決議日	平成25年5月28日(両社)
契約締結日	平成25年5月28日

株主総会基準日	平成25年5月28日(ミソノピア) 平成25年3月31日(御園座)
株主総会開催日	平成25年6月28日(予定)(両社)
分割期日(効力発生日)	平成25年8月2日(予定)

#### 吸収分割にかかる割当の内容

本件吸収分割に際し、株式の割当てその他对価の交付はありません。

#### 吸収分割契約の内容

当社と承継会社が平成25年5月28日に締結しました吸収分割契約の内容は次の通りであります。

### 分割契約書(写)

株式会社御園座(以下「甲」という。)と、ミソノピア株式会社(以下「乙」という)とは、甲の事業の一部を乙が承継する吸収分割に関し、次の通り契約する。

#### 第1条(目的)

甲は、その経営する事業のうち、有料老人ホーム事業に関する業務(以下「本件事業」という)を、平成25年8月2日をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

#### 第2条(分割に際して交付する金銭等)

乙が分割に際して甲に交付する、乙の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債及び金銭はない。

#### 第3条(増加すべき乙の資本金及び準備金等)

乙が分割により増加する資本金、資本準備金の額は0とする。

#### 第4条(分割により承継する権利義務)

甲は、別紙「承継権利義務明細表」に記載した資産及び権利義務を第6条に定める分割期日において乙に引き継ぐ。なお、承継する資産および負債の評価については、平成25年2月28日現在の甲の貸借対照表に基づいて算出した金額を基礎とし、第6条の分割期日の前日までの増減を加味して確定する。

#### 第5条(分割承認総会)

甲及び乙は、平成25年6月28日に、それぞれ株主総会(以下「分割承認総会」という。)を招集し、本契約書の承認及び分割に必要な事項に関する決議を求める。但し、分割手続き上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

#### 第6条(分割期日)

分割期日は、平成25年8月2日とし、当該期日をもって会社分割の効力が生じる。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

#### 第7条(競業禁止義務)

甲は、乙が承継する事業について競業禁止義務を負う。

#### 第8条(分割条件の変更及び分割契約の解除)

本契約締結の日から分割期日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し又は本契約を解除することができる。

#### 第9条(本契約の効力)

本契約は、第5条に定める甲及び乙の分割承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第10条(本契約書に定めのない事項)

本契約書に定める事項のほか、分割に際し必要な事項は、本契約書の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月28日

甲 愛知県名古屋市中区栄一丁目6番14号  
株式会社御園座  
代表取締役社長 長谷川 栄胤 印

乙 愛知県名古屋市中区栄一丁目6番14号

ミソノピア株式会社  
代表取締役社長 長谷川 栄胤 印

## 承継権利義務明細表

1. 本件事業に属する下記の土地建物その他甲所有の一切の建物付属設備, 構築物, 器具備品, 電話加入権。

### 記

所在 愛知県瀬戸市緑町2丁目  
地番 11番  
地目 宅地  
地積 2845.16㎡

所在 愛知県瀬戸市緑町2丁目  
地番 12番  
地目 宅地  
地積 2815.93㎡

所在 愛知県瀬戸市緑町2丁目  
地番 28番2  
地目 宅地  
地積 559.50㎡

所在 愛知県瀬戸市緑町2丁目  
家屋番号 11番地、12番地  
種類 共同住宅  
構造 鉄骨鉄筋 陸屋根 9階建  
床面積 10978.35㎡

2. 本件事業に属する一切の知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権。

3. 本件事業に属するミソノピア入居契約, 売買契約, 不動産賃貸借契約, リース契約, 乙との間の平成16年3月1日付け業務委託契約, 乙との間の金銭消費貸借契約, その他本件事業に係る一切の契約上の地位およびこれらの契約により発生した月払利用料債権, 入居一時金返還義務, 原状回復預かり金返還義務, 甲の乙に対する貸金債務および甲の乙に対する生活支援費未払金支払義務その他一切の金銭債権債務。

4. 本契約に基づき甲から乙に対し承継される労働契約上の地位は存在しない。

以上

### (4) 吸収分割の算定根拠

当社は承継会社の発行済株式の全てを保有しており、当社の純資産及び当社株主の権利に変動はないため、無対価とすることといたしました。

### (5) 吸収分割後の承継会社の商号等

	承継会社
(1) 名称	ミソノピア株式会社
(2) 所在地	愛知県名古屋市中区栄一丁目6番14号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長谷川 栄胤
(4) 事業内容	有料老人ホーム管理運営
(5) 資本金	10百万円
(6) 決算期	2月
(7) 純資産	83百万円
(8) 総資産	618百万円